

寝屋川市地域コミュニティ活性化推進条例の概要

条文の内容

第1条(目的)

共助の重要性を踏まえ、地域住民の自治会への加入や地域活動への参画・参加を促進することにより、地域コミュニティの活性化を推進し、地域住民が安全・安心に暮らすことができる地域社会の実現に寄与する。

第2条(定義)

自治会、地域協働協議会、地域コミュニティ、地域活動(地域コミュニティの維持・活性化に資する活動)の用語を定義する。

第3条(地域住民の役割)

地域住民は、地域コミュニティの重要性を理解し、自治会への加入や地域活動への参画・参加に努める。

第4条(自治会及び地域協働協議会の役割)

地域住民の価値観や自主性を尊重し地域活動を行うとともに、地域住民が参画・参加しやすい開かれた組織運営に努める。

第5、6条(事業者の役割)

第5条 事業所が所在する地域活動への積極的な参画・参加に努める。

第6条 当該住宅に入居する者に対し、自治会への加入促進に関する情報提供に努める。

第7条(寝屋川市の役割)

自治会への加入や地域活動への参画・参加を促進するための広報や自治会等との意見交換、市の事務事業への協力を依頼する場合には、負担が大きくなるよう配慮する 等